

青森県報

第三千五百四十二号

平成二十四年
五月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|--------------------------------------|---------------|---|
| 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出..... | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出..... | (同) | 一 |
| 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出..... | (同) | 二 |
| 生活保護法による介護機関の指定..... | (同) | 二 |
| 右 同..... | (同) | 三 |
| 右 同..... | (同) | 三 |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出..... | (同) | 四 |
| 右 同..... | (同) | 四 |
| 右 同..... | (同) | 四 |
| 登録販売者試験の施行..... | (医療薬務課) | 五 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の定款変更の認可..... | (三八地域 県民局) | 五 |
| 土地改良区の役員の退任..... | (同) | 五 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任..... | (同) | 六 |
| 土地改良区の定款変更の認可..... | (同) | 六 |
| 右 同..... | (同) | 六 |
| 選挙管理委員会 | | |
| 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)..... | | 六 |

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正：(同)：七

告 示

青森県告示第四百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称 | 所在地 | 施設の種類 | 変更年月日 |
|-----|----------------------|--------------------|--------------|---------------|
| 変更前 | 特別養護老人ホーム 八ピネスやくら | 八戸市大字櫛引字下 矢倉二の二 | 介護老人福祉 施設 | 平成 二四・三・三〇 |
| 変更後 | | 八戸市大字八幡字下 樋田一の一 | | |

青森県告示第四百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 居宅介護 事業の種類 | 居宅介護事業所 所在地 | 変更年月日 |
|----|----|----------------|---------------|----------------|-------|
| | | | | | |

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
|--------------------------|-----------------------|--------------|---------------|
| 株式会社 めぐみ | 株式会社 めぐみ | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 者 |
| 弘前市大字 紺屋町二五 | 弘前市大字 紺屋町二五 | 主たる 所の所在地 | |
| 介護予防 訪問介護 | 介護予防 訪問介護 | 類 別 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| 指定訪問 介護事業 の所めぐみ | 指定訪問 介護事業 の所めぐみ | 名 称 | 所 在 地 |
| 弘前市大字 百沢字小松 七七八七の二 | 弘前市大字 紺屋町二五 | | 年 月 日 更 |
| 平成 三〇・三・一 | | | |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 社会福祉 法人フア ミリー | 株式会社 めぐみ | 株式会社 めぐみ | 株式会社 めぐみ |
| 三戸郡五戸 町姥堤三 四の一 | 弘前市大字 紺屋町二五 | 弘前市大字 紺屋町二五 | 弘前市大字 紺屋町二五 |
| 短期入所 生活介護 | 訪問介護 | 訪問介護 | 訪問介護 |
| 特別養護 老人ホーム スミヤク やくら | 指定訪問 介護事業 の所めぐみ | 指定訪問 介護事業 の所めぐみ | 指定訪問 介護事業 の所めぐみ |
| 八戸市大字 八幡字下樋 田一の一 | 八戸市大字 櫛引字下矢 倉二二の二 | 弘前市大字 百沢字小松 七七八七の二 | 弘前市大字 紺屋町二五 |
| 平成 二〇・三・三〇 | | 平成 三〇・三・一 | |

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 居宅介護 事業の種類 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------|--------------|
| 佐藤雄大 | 弘前市大字富 田三丁目一〇 の二一 | 居宅療養 管理指導 | スクエア歯科 | 弘前市大字富 田三丁目一〇 の二一 | 平成 三〇・三・一 |
| 株式会社ゴ ルド | 弘前市大字取 上三丁目九 の二四 | 訪問看護 | 訪問看護ステ ーションりん ご | 弘前市大字取 上三丁目九 の二四 | 二〇・四・一 |
| 社会福祉法 人同伸会 | 八戸市大字大 久保字大山 二の一 | 短期入所 生活介護 （ユニット 型） | 瑞光園 | 八戸市大字大 久保字大山 五の一 | 〃 |
| 社会福祉法 人八陽会 | 八戸市大字三 日市字黒坂 五 | 短期入所 生活介護 | あんずの里小 規模多機能 施設にいた い | 八戸市大字新 井田字坂九 の一 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 地域密着 型介護施 老着 | 修光園サテ ライ | 八戸市大字八 向一 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 地域密着 型介護施 老着 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------|--------------------------|---------|
| 社会福祉法人 社会福祉法人 桐栄会 | 青森市浪岡大 字樽沢字村元 三三〇の七 | 短期入所 生活介護 トときわシヨ トステイ | 西津軽郡深浦 沢町大字関字 八四の九 | 訪問介護 春日台介護セ ンター | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 特別養護老人 ホーム八ビネ スやくら | 短期入所 生活介護 （ユニット 型） | 地域密着 型介護施 設入所者 生活介護 | 社会福祉法人 ファミリー | 三戸郡五戸町 一字姥堤三四 の四 | 二四・三・三〇 |
| 社会福祉法人 愛児福祉会 | 西津軽郡深浦 沢町大字関字 八四の九 | 認知症対 応型共同 生活介護 | 西津軽郡深浦 沢町大字関字 八〇の九 | 訪問介護 春日台介護セ ンター | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 特別養護老人 ホーム八ビネ スやくら | 短期入所 生活介護 （ユニット 型） | 地域密着 型介護施 設入所者 生活介護 | 社会福祉法人 ファミリー | 三戸郡五戸町 一字姥堤三四 の四 | 二四・三・三〇 |
| 合同会社アイ デア | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 訪問介護 | 西津軽郡深浦 沢町大字関字 八〇の九 | 訪問介護 春日台介護セ ンター | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 特別養護老人 ホーム八ビネ スやくら | 短期入所 生活介護 （ユニット 型） | 地域密着 型介護施 設入所者 生活介護 | 合同会社アイ デア | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 二四・四・一 |
| 合同会社アイ デア | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 訪問介護 | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 訪問介護 春日台介護セ ンター | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 特別養護老人 ホーム八ビネ スやくら | 短期入所 生活介護 （ユニット 型） | 地域密着 型介護施 設入所者 生活介護 | 合同会社アイ デア | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | 二四・四・一 |

青森県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 居宅介護支援事業者 | 居宅介護支援事業所 | 指 定 日 |
| 名 称 | 名 称 | 年 月 日 |
| 主たる事務所の所在地 | 所在地 | |
| 株式会社ゴード | 株式会社ゴード | 平成 二四・四・一 |
| 弘前市大字取上三丁目九の二四 | 弘前市大字取上三丁目九の二四 | |
| 社会福祉法人博陽会 | 希望ヶ丘居宅介護支援事業所 | |
| 弘前市大字小沢字山崎四四の九 | 弘前市大字小沢字山崎四四の九 | |
| 指定居宅介護支援事業所りんご | 指定居宅介護支援事業所りんご | |
| 弘前市大字取上三丁目九の二四 | 弘前市大字取上三丁目九の二四 | |

| | | | | |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 合同会社松葉 | 八戸市小中野六丁目二の一〇 | 居宅介護支援事業所まつば | 八戸市小中野六丁目二の一〇 | 二四・三・一五 |
| 医療法人社団 来蘇圓会 | 黒石市あけぼの町五二 | 居宅介護支援事業所ケアプランあけぼの | 黒石市あけぼの町五二 | 二四・三・一五 |
| 合同会社アイ デア | 三沢市春日台二丁目一五四の六四五 | 居宅介護支援事業所アイデア | 三沢市春日台二丁目一五四の六四五 | 二四・四・一 |
| 有限会社かず さ | 三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一三七九 | 居宅介護支援事業所かずさ | 三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一三七八 | 二四・四・一 |

青森県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------------------------|-----------------|--------------|
| 介護予防事業者 | 介護予防事業所 | 指 定 日 |
| 名 称 | 名 称 | 年 月 日 |
| 主たる事務所の所在地 | 所在地 | |
| 佐藤雄大 | スクエア歯科 | 平成 二四・四・一 |
| 弘前市大字富田三丁目一〇の二二 | 弘前市大字富田三丁目一〇の二二 | |
| 株式会社ゴード | 訪問看護ステーションりんご | |
| 弘前市大字取上三丁目九の二四 | 弘前市大字取上三丁目九の二四 | |
| 社会福祉法人 同伸会 | 瑞光園 | |
| 八戸市大字大久保字大山三二の一 | 八戸市大字大久保字大山三二の一 | |
| 介護予防 生活介護 （ユニット 型） | 訪問看護ステーションりんご | |
| 介護予防 生活介護 （ユニット 型） | 訪問看護ステーションりんご | |

| | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 社会福祉法人 桐栄会 | 社会福祉法人 愛児福祉会 | 合同会社アイ デア | " | 社会福祉法人 ファミリィ | 社会福祉法人 八陽会 | " |
| 青森市浪岡大 字樽沢字村元 三三〇の七 | 西津軽郡深浦 町大字関字柝 沢八四の九 | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | " | 三戸郡五戸町 一字姥堤三四の 一 | 八戸市大字十 五市字黒坂三 | " |
| 介護予防防 生活期介入所 | 介護予防防 認知症対 応型共同 生活介護 | 介護予防防 訪問介護 | 介護予防防 生活介入所 (ユニット 型) | " | 介護予防防 生活期介入 生活介護 | 介護予防防 機能型居 宅介護 |
| ときわシヨ トステイ | グループホ ム三愛園 | 春日台介護セ ンター | " | 特別養護老人 ホーム八比ネ スやくら | 修光園サテラ イト | あんずの里小 規模多機能ホ ムにいた |
| 南津軽郡藤崎 町大字水木字 浅田九五 | 西津軽郡深浦 町大字関字柝 沢八〇の九 | 三沢市春日台 二丁目一五四 の六四五 | " | 八戸市大字八 幡字下樋田一 の | 八戸市大字田 向一字松ヶ崎八 の一 | 八戸市大字新 井田字坂九の 一 |
| " | " | 二四・四一 | " | 二四・三三〇 | " | " |

青森県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----|-------|-------|-----|
| 名 称 | 所 在 地 | 施設の種類 | 年月日 |
|-----|-------|-------|-----|

| | | | |
|----------------------|--------------------|-----------|-------------|
| 医療法人仁泉会 おいらせくりニツク | 十和田市大字奥瀬字中平 一五五 | 介護療養型医療施設 | 平成 二四・三三 |
|----------------------|--------------------|-----------|-------------|

青森県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|--------------|--------------|----------------------------|---------------------|--------------------------|--------------------|-------------|
| 居宅介護事業者 | 名 称 | 居宅介護事業者の 主たる事務所の 所在地 | 居宅介護 事業の種類 | 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年月日 |
| | " | " | | | | |
| 居宅介護事業所 | 名 称 | 医療法人仁 泉会 | 訪問看護 | 医療法人仁 泉会おいら せくりニツク | 十和田市大字奥 瀬字中平一五五 | 平成 二四・三三 |
| | " | " | | " | | |
| 居宅療養 管理指導 | 居宅療養 管理指導 | 短期入所 療養介護 | 訪問リハ ビリテー ション | " | " | " |
| | " | " | " | " | " | " |

青森県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---------|-------------------|-----------------|------------------|---------------------|---------|
| 名 称 | 介護予防事業者 | | 名 称 | 介護予防事業所 | 休 月 日 止 |
| | 主たる事務所の所在地 | 介護予防の種類 | | | |
| 医療法人仁泉会 | 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八 | 訪問介護サービスセンター | 医療法人仁泉会おいらせくりニツク | 十和田市大字奥瀬字中平一五五二四・三三 | 平成 |
| " | " | 介護予防施設 短期入所介護 | " | " | " |
| " | " | 介護予防施設 居宅療養管理指導 | " | " | " |

青森県告示第四百三十九号

平成二十四年第二回登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号) 第五百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十四年八月二十二日(水)

2 場所

青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十四年六月二十五日(月)から同月二十九日(金)まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同月二十九日(金)までの消印の

あるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)及び青

森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ(電話〇一七 七三四 九二八九)に問い合わせること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、島守土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、広田堰土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|-------------------|-----|-----|--------|
| | | | |

| | | | |
|----|-------|-----------------|----------|
| 理事 | 鹿内 住矩 | 五所川原市大字稲実字稲葉一〇〇 | 平成 四・三・六 |
|----|-------|-----------------|----------|

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広田堰土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石岡博文

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|---------------------|------------------------------------------------|
| 理事 | 白戸 四郎 | 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三の二 | 平成 四・四・一五就任 |
| " | 木村 幸則 | 大字稲実字稲葉一〇四の二 | " |
| " | 菊池 長生 | " 一〇三の三 | " |
| " | 工藤 敏 | 大字七ツ館字虫流八七の三 | " |
| " | 工藤惣右衛門 | 大字稲実字開野二四五の二 | " |
| 監事 | 木村 洋一 | 大字姥范字船橋一八八の一 | " |
| " | 木村 富義 | " 一八五の六 | " |
| 理事 | 白戸 四郎 | 大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三の二 | 二四・四・一四退任 |
| " | 工藤 敏 | " 字虫流八七の三 | " |
| " | 木村 幸則 | 大字稲実字稲葉一〇四の二 | " |
| " | 菊池 長生 | " 一〇三の三 | " |
| " | 木村 洋一 | 大字姥范字船橋一八八の一 | " |
| 監事 | 木村 富義 | " 一八五の六 | " |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田

川土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石岡博文

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石岡博文

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十三條の二 不在者投票等」を「第百五十三條の二 不在者投票」に、「第百六十四條 開票録」を「第百六十四條 削除」に改める。

第二十條中「第四條（投票所経費）第十一項」を「第四條（投票所経費）第十五項」に改める。

第六十三條第一項中「第五十七條第一項本文」を「第五十七條第一項ただし書」に改める。

改める。

第八十八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第九十一条第一項中「事務の委任」を「市町村の選挙管理委員会の事務」に改める。

第二百二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「によるものとし、立札又は看板の類の表面の見やすい箇所に、その使用中はりつけておかなければ」を「により作成した県委員会が交付する表示票を用いてしなれば」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の表示票は、立札及び看板の類の表面の見やすい箇所にその使用中はり付けておかなければならない。

第二百二十八条第二項中「第八十八条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第七項（同条第八項）を「第八十八条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第八項（同条第九項）に改める。

第四百十条中「第四百四十四条（ポスターの数）第二項」を「第四百四十四条（ポスターの数）第二項前段」に改める。

第四百二十二条中「都道府県及び指定都市」を「都道府県又は指定都市」に、「都道府県知事及び市長」を「都道府県知事又は市長」に改める。

第四百四十八条中「衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙」を「衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙」に改める。

第五百三十三条の二（見出しを含む。）中「不在者投票等」を「不在者投票」に改める。

第六百六十一条中「（選挙公報の訂正）」を削る。

第六百六十四条を次のように改める。

第六百六十四条 削除

第六百六十五条の表中「法第四十条（投票所の開閉時間）第一項ただし書」を「法第四十条（投票所の開閉時間）第二項」に改める。

第八号様式、第九号様式及び第十一号様式中「第六百六十一条」を「第六百六十五条」に改める。

第二十二号様式の二中「第三十条の三」を「第三十条の三第二項」に改める。
第二十二号様式の三中「第30条の3」を「第30条の3第2項」に改める。

第二十二号様式の十六に注として次のように加える。

并 公職選挙法施行令第19条第3項の規定による告示の写しを添付すること。

第八十一号様式中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項ただし書」に改める。
第二百五号様式中「第七十三条」を「第七十二条」に改める。

第八号様式中「（第七十三条関係）」を削る。

第四百四十五条様式中「同条例第三条」を「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二十項において準用する同条第四項」に改める。

第二百一十一号様式を次のように改める。
第二百一十一号様式 削除

第二百一十三号様式中

「 上北郡選挙区 人

下北郡選挙区 人を

三戸郡選挙区 人

上北郡選挙区 人に、

三戸郡選挙区 人

むつ市選挙区 人を

むつ市選挙区 人

つがる市選挙区 人に改める。

平川市選挙区 人

人

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

| | | |
|--------------------------|------------------------|---|
| つがる西北五広域連合鰺ヶ沢病院 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇 | に |
| 鰺ヶ沢町立中央病院 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇の二 | を |
| つがる西北五広域連合つがる成人病センター | つがる市木造末広四三の三 | に |
| つがる市国民健康保険病院つがる市立成人病センター | つがる市木造末広四三の三 | を |
| つがる西北五広域連合かなぎ病院 | 金木町菅原一三の一 | に |
| 公立金木病院 | 金木町菅原一九 | を |
| つがる西北五広域連合西北中央病院 | 五所川原市字布屋町四一 | に |
| 国民健康保険五所川原市立西北中央病院 | 五所川原市字布屋町四一 | を |
| 社会医療法人松平病院 | 大字新井田字出口平一七 | に |
| 医療法人松平病院 | 大字新井田字出口平一七 | を |
| 弘前中央病院 | 大字吉野町三の一 | に |
| 財団法人秀芳園弘前中央病院 | 大字吉野町三の一 | を |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭

| | | |
|----------------|---------------|------|
| 国民健康保険鶴田町立中央病院 | 鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四 | を |
| つがる西北五広域連合鶴田病院 | 鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四 | に改める |